

## 飯豊町地区まちづくりセンター(分館)施設整備事業費補助規程

### (目的)

第1条 本町地区まちづくりセンター(分館)施設の整備充実を行い地域づくりの振興を図るため、飯豊町地区まちづくりセンター分館設置規則による分館の新築又はすでに設置されている分館の増築及び改築並びに敷地内環境整備を含む施設修理事業に要する経費に対して補助することを目的とし、この規程の定めるところにより町長は補助金を交付することができる。

### (分館)

第2条 この規程において「分館」とは、町長が認定した施設をいう。

### (補助金)

第3条 事業に対する補助金の額は、次の各号に該当する要件に対し、毎年度予算の範囲内において町長が決定する。

#### (1) 新築又は全面改築

ア 新築又は全面改築に要する事業費(用地取得費及び事務費を除く。)については、別に定める補助基準額の100分の50以内において補助する。

イ 国県補助の適用を受ける事業、災害等の事由による事業については、この規程の適用を受けないものとする。

#### (2) 増築、一部改築又は修理

ア 増築、一部改築又は修理に要する事業費(事務費を除く。)に次表に定める世帯数区分の補助率を乗じた額以内において補助する。ただし、地区まちづくりセンター分館設置規則(令和7年規則第6号)第1条に規定する中分館、黒沢分館、小白川分館及び高峰分館については100分の75以内において補助する。

世帯数区分	補助率
20世帯以下	100分の40以内
21世帯～40世帯	100分の35以内
41世帯～60世帯	100分の30以内
61世帯以上	100分の25以内

イ 増築、一部改築又は修理の補助対象事業費は、15万円以上とする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、飯豊町地区まちづくりセンター(分館)施設整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)その他関係書類を添え別に指定する期日まで町長に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金交付の内示又は指令を受けた申請者(分館)に対して町長は、事業遂行上必要な指示を行うことができる。

(補助金の流用禁止)

第6条 補助金交付の指令又は補助金の交付を受けた申請者(分館)は、他の費用に流用してはならない。

(事業計画の変更)

第7条 補助金交付の内示を受けた申請者(分館)は、その事業及び用途について、計画変更する場合は、遅滞なく飯豊町地区まちづくりセンター(分館)施設整備事業計画変更承認申請書(様式第4号)を教育委員会を経て町長に提出し、許可を受けなければならない。

(事業実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた申請者(分館)は、事業が完了したときは、すみやかに飯豊町地区まちづくりセンター(分館)施設整備事業完了届書(様式第5号)及び収支決算書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 補助金を受けた申請者(分館)が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 指示事項に違反したとき。
- (3) 事業の施行が不相当と認められたとき。
- (4) 事業費の支出額が予算額に比し減少したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。